

医療受給者証の更新をお忘れなく

有効期限が平成29年7月31日までの「母子家庭等医療費受給者証」「後期高齢者福祉医療費受給者証」をお持ちの方に、受給者証更新手続きの案内を順次、郵送します。

通知に記入してある申請受付期間内に、保険年金課または赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で手続きをしてください。

▼保険年金課

☎ 23 3514 FAX 23 0180

「特定健診」「後期高齢者健診」を受けましょう!

ID 1004628

年に一度の体のメンテナンスを受けていますか?

対象：【特定健診】40歳～74歳の国民健康保険にご加入の方
【後期高齢者健診】75歳以上の方（一定の障害がある方は65歳以上）※昭和17年5月1日～9月30日生まれの方へは、誕生日の翌月末に受診券を発送 **期間**：12月31日まで

での診療時間内 **場所**：市内指定医療機関 **費用**：無料
持ち物：受診券、保険証

※受診券は5月末に発送済み

▼保険年金課

☎ 23 2149 (特定健診)
☎ 23 3514 (後期高齢者健診)

国民健康保険への届出をお忘れなく

ID 1001158

国民健康保険から新しい保険に変わった方

就職や結婚などにより、田原市の国民健康保険から新しい保険に変わった方は、国民健康保険の喪失の届出が必要です。

持ち物

- ①国民健康保険の保険証②新しい保険証③個人番号が分かるもの（いずれも喪失する方全員のもの）④認め印（世帯主以外が届出を行う場合）⑤本人確認ができるもの（運転免許証など）

◆離職などにより現在の健康保険にも加入されていない方

国民健康保険への加入が必要です。
持ち物：①健康保険の資格を

喪失した証明または退職日が分かる書類②個人番号が分かるもの③認め印（世帯主以外が届出を行う場合）④本人確認ができるもの（運転免許証など）

▼保険年金課

☎ 23 2149 FAX 23 0180

税

家屋調査にご協力を

ID 10002766

平成29年1月1日以降に新築・増築された家屋の実地調査を行っています。この調査は、固定資産税の算定の基礎となる家屋の評価額を決定するためのもので、税務課職員がお宅や事務所などへ調査に伺いますので、ご希望の調

査日時がある場合は、税務課へご連絡ください。

また、本年度も既設家屋の現況確認調査を併せて実施しますので、ご協力をお願いします。

▼税務課

☎ 23 3510 FAX 23 0180

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

ID 1000780

対象の方

平成28年中に公的年金などの支払いを受け、平成29年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている65歳以上の方

◆年金から徴収される金額

公的年金などに係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。特別徴収対象の方には、市から通知書を送付します（6月中旬発送予定）。特別徴収予定の金額を納税通知書で確認してください。

▼税務課

☎ 23 3509 FAX 23 0180

特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方（昭和26年4月3日～昭和27年4月2日生まれ）

徴収方法	普通徴収（自分で納付・口座振替）		特別徴収（年金から徴収）		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
納付月	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度分の年税額の6分の1			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

